

岩手県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成30年9月25日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路・岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢地内から同村菅窪地内まで、同村沼袋地内から同郡普代村第11地割字柏木平地内まで、同村第16地割字天拝坂地内から同県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山地内まで及び同村大字玉川第5地割字上代川地内から久慈市新井田第4地割地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、村道及び二級河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県久慈市長内町第20地割	不明。ただし、108番1、108番3、108番5及び108番7の全部又は一部	不明。ただし、108番1は山林、108番3は山林、108番5は山林、108番7は山林	不明。ただし、108番1は2,091.4㎡、108番3は50,978㎡、108番5は79,318㎡、108番7は19,837㎡	不明	① 428.12㎡	⑥ 3,343.41㎡	山林	別図に①及び③ないし⑤として赤色で、⑥ないし⑫として緑色で表示する部分
					③ 212.55㎡	⑦ 4.63㎡		
					④ 80.81㎡	⑧ 2,919.12㎡		
					⑤ 511.60㎡	⑨ 49.38㎡		
						⑩ 36.48㎡		
						⑪ 476.91㎡		
						⑫ 2,321.32㎡		
				8,584.85㎡	② 925.02㎡	—	雑種地	別図に②として赤色で表示する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別紙のとおり。
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年9月19日

備考 「別図」及び「別紙」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。